

令和8年 第5回

八幡浜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和8年4月14日 火曜日 午前10時35分
- 2 場 所 保内庁舎3階 第4会議室
- 3 出席した者 教育長 藤堂耕治
教育委員 成瀬いづみ、國安健太、菊池繁人
- 4 欠席した者 教育委員 佐々木広光
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
教育指導主幹 菊池公明 学校教育課長 萩森久人
生涯学習課長 山中貞則 文化振興課長 明礼英和
学校教育課長補佐 黒田昌利
- 6 次 第 別紙のとおり

八 幡 浜 市 教 育 委 員 会 定 例 会 次 第
(令和8年4月 第5回)

1 教育長開会宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長等の報告

- (1) 教育長報告
- (2) 3月分行事報告及び4・5月分行事予定報告

4 議 事

(1) 議 案

議案第19号 八幡浜市教育委員会事務局処務規則及び八幡浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について

議案第20号 八幡浜市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の専決処理の報告について

議案第21号 八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

議案第22号 八幡浜JAZZ実行委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

(2) 報告・協議事項

① 運動会の出席について

5月16日(土) 2校 江戸岡小・千丈小

5月23日(土) 8校 松蔭小・白浜小・八幡浜南小・日土小・真穴小・
喜須来小・川之石小・宮内小

6月 6日(土) 1園 保内幼稚園

② その他

5 その他

(1) 次回定例会の開催について

令和8年5月12日(火) 15時30分～ 保内庁舎3階 第4会議室

(2) 南予管内市町等教育委員会連合会 第19回定期総会の開催について

令和8年5月28日(木) 15時30分～ 宇和島市本庁舎 地下会議室
(出席者：教育長、成瀬教育長職務代理者)

(3) その他

6 教育長閉会宣告

[開会時刻：午前 10 時 35 分]

教育長

1 教育長開会宣告

ただいまから令和 8 年 4 月第 5 回八幡浜市教育委員会定例会を開催します。

2 前回会議録の承認

前回会議録について何かご意見はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは承認していただいてよろしいですか。

各委員

「異議なし。」

教育長

ありがとうございます。

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

続きまして、3 教育長等の報告に移ります。(1) 教育長報告につきましては先日、校長・教頭合同会議資料と重複しておりますので特にございませぬ。

教育長

(2) 3 月分行事報告及び 4 月、5 月分行事予定報告

続いて(2) 3 月分の行事報告及び 4 月・5 月行事予定報告に移ります 教育指導主幹よりお願いします。

教育指導主幹

教育指導主幹の菊池公明です。どうぞよろしくお願いいたします。

4 月・5 月の行事について報告いたします。4 月 8 日八幡浜南小学校の開校式を行いました。2 年生以上の児童で開校式を行ったんですが、全員が出席することができました。9 日には八幡浜南小学校の入学式も行いました。こちらも 1 年生全員が出席をすることができました。新設校の順調なスタートを切ることができております。4 月 8 日には市内 12 の小中学校の始業式及び 11 の小中学校において入学式が行われております。市内各校それぞれ新しい体制でのスタートを切っております。4 月 10 日永年勤続者表彰式、校長・教頭合同会議を行いました。教育委員の皆様には御出席をいただき誠にありがとうございました。4 月 14 日日本日午後より第 1 回八幡浜市教育研究集会、八幡浜中学校で行います。こちらも教育委員の皆様御来賓として臨席を賜るようになっていたかと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。4 月 23 日全国学力・学習状況調査、本年度は小学校 6 年生で国語・算数、中学校 3 年生で国語・数学・英語の教科の調査が行われます。また児童生徒質問調査も行われる予定となっております。4 月 29 日第 51 回二宮忠八翁飛行記念大会が双岩パークで開催されます。5 月に移ります。5 月 16 日と

23日の土曜日に市内の小学校10校で運動会が開催されます。また後ほど出席いただく学校について確認をさせていただければと思います。5月30日、31日両日にわたって八西地区中学校総合体育大会が開催されます。以上です。

教育長

ありがとうございました。続きまして学校教育課長お願いします。

学校教育課長

はい、教育委員の皆様、小学校3校の各閉校式、そして八幡浜南小学校の開校式と大変多くの時間を割いてくださってありがとうございました。そうしましたら私の方から少し人事異動のことで触れておきます。今日庶務ほか事務を担当しております黒田、西村の後任になります。議会事務局のほうから参っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そうしましたら17ページをお願いいたします。

こちらは庶務・八幡浜市学校給食センター関係ということで、先ほど主幹から御説明あったとおり、本日市の教育研究集会が午後開催されます。給食センターのほうの予定でございますが、5月22日に7年度の第3学期給食会監査がございます。監査委員3名をお願いしております。給食センターの給食会の監査につきましては、喜須来小学校の宇都宮教頭先生、松蔭小学校の松上教頭そして市P連(市PTA連合会)ですね、副会長の3名をお願いしておるところでございますけれども、市P連については役員が決まり次第就任していただき、監査までには決定する見込みです。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。続きまして生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長

資料の18ページをお願いします。

スポーツ振興・生涯学習に関する行事予定です。明日4月15日(水)に市スポーツ少年団の総会。そして4月17日(金)に市スポーツ協会の理事会。4月24日(金)に市連合婦人会の総会。5月7日(木)に第1回市スポーツ推進委員会を開催します。なお、4月17日の市スポーツ協会の理事会終了後には、スポーツ指導者、保護者などを対象とした中学校部活動地域展開の現状を説明させていただくとともに、ハラスメント防止策の研修会を実施する予定としております。

続いて、19ページをお願いします。

青少年センターに関する行事予定です。5月8日(金)に、市PTA連合会の定期総会を開催する予定です。生涯学習課所管の主な行事は以上です。

教育長

ありがとうございました。続きまして文化振興課長お願いします。

文化振興課長

はい、失礼いたします。文化振興課長の明礼英和です。どうぞよろしく願いいたします。

この度の行政組織機構改革によりまして、市民の多様な学習ニーズや文化活動に専門的対応するため、生涯学習課から分離する形で新たに文化振興課が設置されました。所管する係及び施設は先ほども教育長のほうからありましたが、文化振興第1係と第2係、文化会館ゆめみかん、市民文化活動センターコミカン、市民図書館、保内図書館となります。

それでは資料の20ページをお願いいたします。

文化振興関係の行事予定について御説明をいたします。4月23日から5月12日までの3週間はこどもの読書週間です。この読書週間の記念行事としまして、4月2日(木)から市民図書館におきまして、しかけ絵本展を開催しております。会期は5月9日までの予定です。また、5月6日(水)には、同じく市民図書館で、ポップアップカード作りのイベントを開催します。さらに5月31日(日)は、保内図書館におきまして絵本専門士によるおはなし会を予定しております。文化振興課所管の主な行事は以上となります。

教育長

以上3月分の行事報告及び4月・5月行事予定報告について説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員

「はい。」

教育長

そうしましたらないようですので、続きまして4番目の議事に移ります。

教育長

4 議事

(1) 議案

議案第19号八幡浜市教育委員会事務局処務規則及び八幡浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について、議案第20号八幡浜市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の専決処理の報告については関連しておりますので一括審議といたします。学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案書22ページをお願いいたします。

私のほうからは機構改革に伴う教育委員会の規則及び規程の改正について御説明をいたします。令和8年4月1日からの施行となりますので、八幡浜市教育委員会事務委任規則第4条の規定により専決処分を行い、同規則第5条の規定により委員に報告するものです。それでは2件ございます。まず1件目でございます。

議案第19号八幡浜市教育委員会事務局処務規則及び八幡浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について御説明いたします。

八幡浜市の行政組織機構改革により、生涯学習課から文化に関する部署及び事業が新設の文化振興課へ移管されました。また人権教育に関しても生涯学習課から市長部局の人権啓発課へ移管されました。このことにより、22ページ下段に改

正前、改正後を掲載しておりますが、先ほど申しましたように人権教育係は教育委員会から外れます。

23 ページの上段です。

(3) 文化振興課に記載しておりますように、文化振興第1係、文化振興第2係、その下のアの市民図書館の図書第1係、図書第2係、下段のイの保内図書館の図書係、下段ウの文化会館の事業係、下段のエの市民文化活動センターの事業係により文化振興課は構成されております。その下、別表につきましては事務分掌の移管を掲載したものでございます。政策推進課が所管しておりました「集会所の業務に関すること」と「プロスポーツの振興に関すること」が8年度より生涯学習課の所管となります。

続きまして24 ページをお願いいたします。

こちらで文化振興課の新設に伴い公印規則の一部を改正した報告となります。これまで生涯学習課文化振興係が使用および保管していた生涯学習課専用教育委員会印を廃止し、新たに文化振興課専用教育委員会印を設けるものです。なお附則にございますように、この規則は令和8年4月1日から施行しております。

続きまして25 ページをお願いいたします。

2件目となります。議案第20号八幡浜市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の専決処理の報告についてでございます。先ほどの処務規則と同様に生涯学習課の専決事項から人権教育と文化振興に関するものを外し、新たに集会所とプロスポーツを加えております。また文化振興に関する専決事項は文化振興課の専決事項として整理を行っております。こちらで附則にございますようにこの規則は令和8年4月1日から施行しております。

以上が今回の行政組織機構改革に伴う教育委員会における所要の改正でございます。以上でございます。

教育長

ただいま議案第19号乃至議案第20号について説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員

「はい。」

教育長

それでは議案第19号八幡浜市教育委員会事務局処務規則及び八幡浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について、及び議案第20号八幡浜市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の専決処理の報告については、既に専決処理をしておりますので、承認を要しない報告として審議を終了いたします。

続いて、議案第21号八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは 27 ページをお願いします。

八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について説明します。

まず第 1 条の趣旨についてです。本要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに定める地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、八幡浜市が地域クラブ活動の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものです。

次に第 2 条では、地域クラブの認定要件を規定しております。また 28 ページの第 3 条から 29 ページの第 10 条までは認定を受けるために必要な規定等を定めています。第 11 条では、地域クラブの活動場所への移手段として、市が運行するバスを利用する場合における手続きを規定しております。

続いて、第 12 条から 30 ページの第 16 条までにかけては、地域クラブの種類のうち、「地域クラブ A」に義務付ける手続きを規定しています。なお、本市では地域クラブを 3 つに分類しています。

学校部活動を由来として地域クラブに移行するものを「地域クラブ A」。

市のスポーツ協会加盟団体に移行するものを「地域クラブ B」。

市のスポーツ協会に加盟していない地域クラブを「地域クラブ C」としていません。

これは、それぞれに地域展開の進め方や支援の在り方が異なるためです。特に「地域クラブ A」は、野球、サッカー、バスケットボールなどですが、学校部活動としての性格が色濃く、教育委員会の関与が必要であることから、本要綱において一定の規定を設けております。

次に、第 17 条では、地域クラブ活動に対する指導助言等を行うことを規定しています。

第 18 条では、地域クラブ活動に対して必要な支援を行うことを規定しています。

31 ページをお願いします。

附則において、この要綱は公布の日から施行することとしております。

また、経過措置として、地域クラブの認定要件のうち、参加費等の受益者負担、運営体制の確保がなされていない場合であっても、令和 9 年 3 月 31 日までの間は認定を行うことができるものとしています。

その場合、教育長は当該地域クラブ活動の実施主体に対し、その活動の質の担保等のために必要な指導・助言等を行うこととしております。

説明は以上でございます。

教育長

ただいま議案第 21 号について説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。

菊池委員

現在のところ登録の見通しというのはどの程度か分かっていますか。どこが登

録しそうとか。

生涯学習課長 今担当の職員がそれぞれ市スポーツ協会の団体であるとか、また既にクラブ活動を行っている団体とか、それぞれにヒアリングを行っております。その中でいくつかの団体が地域クラブに移行するという、そういった感触を得ているということを知っております。今は資料を持ち合わせておりませんが、そういった見通しは立っております。

菊池委員 もう一つ。登録した団体側はどんな分かりやすいメリットがあるんですか。

生涯学習課長 団体側としてのメリットというところでは、市の広報でクラブ活動の周知をさせていただくことが考えられます。一方クラブ活動を利用される側のお子さんであるとか保護者の方に対するメリットでは、例えば性犯罪防止の日本版DBS そういったきちんとした認証を受けた地域クラブであるという、そういった安心できる活動環境であるという、活動をする側のほうのメリットが大きいと思います。なので、今のところクラブとしての大きなメリット、例えば金銭的、経済的なメリットというのは、お示しできるものはないという状況です。

教育長 菊池委員よろしいですか。

菊池委員 はい。

成瀬委員 今年度の部活動はどういう形で進めていかれるのでしょうか。

生涯学習課長 地域クラブの認定は粛々と今後進めてまいります。また地域クラブに移行する準備作業として、並行して中学校の部活動の拠点化を進めてまいります。そのためには8年度に生徒移動用のバスを2台購入することとしております。その中で八幡浜中学校、保内中学校いずれか部活をどちらかに集約する。そういったことにも取り組んでまいります。そうすることで同じ競技種目、八幡浜中学校、保内中学校それぞれに指導者が必要だったものが片方だけの指導者だけで済む。こういった教職員の皆さんの負担軽減のそういった取り組みも合わせて今後進めてまいりたいというふうに思っております。

教育長 少し補足します。

最終的には中学校の部活動を地域クラブへ移行することを目標としています。ただし、受け皿となる地域クラブには課題があり、一度にすべてを移行することは困難です。

そのため、「拠点校方式」を導入します。これは、八幡浜中学校と保内中学校の

双方に同じ部活動でも、部員数の不足によりチーム編成ができない場合や、指導者の確保が難しい場合に、いずれか一方の中学校に部員を集約して活動するものです。これにより、地域クラブへ移行を円滑に進めることができます。

地域クラブへの移行に向けた過渡期の対応として、市では今年度、生徒の移動用バスを購入し、拠点校方式に取り組んでいきます。

生涯学習課長 拠点校に取り組むのは、新入生の部活動の入部が決まって、どの部活動に何人いるかというのがはっきりして、そして具体的には8月から取り組む予定としております。

教育長 そのほかございませんでしょうか。

各委員 「なし。」

教育長 ないようですので、議案第21号八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、原案のとおり承認していただけますでしょうか。

各委員 「異議なし。」

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第21号八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、原案のとおり承認することを決定します。

続いて、議案第22号八幡浜JAZZ実行委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、文化振興課長より説明をお願いします。

文化振興課長 議案書の52ページをお開き願います。

八幡浜JAZZ実行委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について御説明いたします。この改正は、機構改革に伴いまして、実行委員会の事務局を生涯学習課から文化振興課内に置くよう改めるものでございます。

附則において、この要綱は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

教育長 ただいま議案第22号について説明がありましたが、ご質問はございませんでしょうか。

各委員 「なし。」

教育長 それでは、議案第22号八幡浜JAZZ実行委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案のとおり承認していただけますか。

各委員

「異議なし。」

教育長

ありがとうございます。それでは、議案第22号八幡浜JAZZ実行委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案のとおり承認することを決定します。

教育長

4 議事

(2) 報告・協議事項

続きまして(2)の報告・協議事項に移ります。①運動会の出席について、学校教育課長補佐より説明をお願いします。

学校教育課長補佐

それでは①の運動会の出席についてです。令和8年度市内運動会予定表を見ていただけたらと思います。5月16日(土)に江戸岡小、千丈小の2校で開催、5月23日(土)に松蔭小ほか7校で開催、6月6日(土)に保内幼稚園で開催となっております。例年教育委員さんに出席をお願いしておりますので、出席する学校名を教えてくださいましたらと思います。

<調整中>

学校教育課長補佐

それでは、確認をさせていただきます。

江戸岡小学校 菊池委員

千丈小学校 教育長

松蔭小学校 成瀬委員

八幡浜南小学校 教育長

川之石小学校 國安委員

保内幼稚園 成瀬委員

以上で間違いありませんか。

他の小学校につきましては、教育委員会内で調整したいと思います。

よろしくをお願いします。以上です。

教育長

その他の運動会の出席については以上のようにさせていただきましたらと思います。続きまして②その他について何かございませんでしょうか。

各委員

「なし。」

教育長

5 その他

ないようですので、続きまして5 その他の(1)、(2)を学校教育課長補佐

より説明をお願いします。

学校教育課長補佐

(1) 次回定例教育委員会の開催についてです。

5月12日(火)15時30分から保内庁舎3階 第4会議室にて開催予定です。

(2) 南予管内市町等教育委員会連合会第19回定期総会の開催については、5月28日(木)15時30分から宇和島市本庁舎で開催されます。会議終了後に懇親会も予定しております。出席者は藤堂教育長と成瀬教育長職務代理者の2名となっております。

以上です。

教育長

この件については、成瀬委員28日よろしいですか。

成瀬委員

はい。

教育長

これとは別に県の教育委員会連合会があるんですよね。

成瀬委員

日付決定していますか。

学校教育課長補佐

まだ決まっていなかったと思いますので、決まりましたらまた御連絡します。

教育長

次回の定例の教育委員会は5月12日の15時半からこの会場で、南予管内市町等教育委員会連合会は5月28日宇和島市役所で私と成瀬教育長職務代理者の出席ということでよろしくお願ひします。ということで28日、八幡浜市スポーツ協会の評議委員会表彰式と重複しますので、私は欠席でよろしくお願ひします。その他につきまして何かございませんでしょうか。

各委員

「なし。」

教育長

ないようですので、以上をもちまして令和8年4月第5回八幡浜市教育委員会定例会を終了いたします。

[閉会時刻：午前11時9分]

八幡浜市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年4月14日

教育長 藤堂 耕治

教育委員 成瀬 いづみ

教育委員

教育委員

教育委員

國守 健太

菊池 繁人